

福井県報

第 268 号
令和 5 年
10月 10日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

○保安林の指定施業要件の変更の予定(三九七・森づくり課)……………一
○土地改良区の定款変更の認可(三九八・丹南農林総合事務所)……………一

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(長寿福祉課)……………二
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(二件・商業・市場開拓課)……………二
○基本測量の終了(土木管理課)……………三
選挙管理委員会告示
○政治団体の設立の届出(一〇二)……………四
○政治団体の届出事項の異動に係る届出(一〇三)……………四
○政治団体の解散の届出(一〇四)……………四
○資金管理団体でなくなった旨の届出(一〇五)……………四
※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(一〇六)……………六
○個人演説会等の施設の指定事項の異動(一〇七)……………七
○個人演説会等の施設の指定の取消し(一〇八)……………七

告示

福井県告示第397号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県知事 杉本 達治

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市下大鶴36字和佐谷の二十三1の3から1の5まで、37字越戸1の4から1の6まで、45字越戸九1の1、1の3、1の4、46字越戸11の1、1の6から1の9まで、47字谷戸の1の1から1の3まで、1の6から1の16まで、48字谷戸の21の1から1の13まで
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第398号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月10日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江北野土地改良区	令和5年9月27日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
ガンブカメラ（核医学検査装置） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアグループ
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月28日
- 4 落札者の名称および住所
丸文通商株式会社 福井支店
福井県福井市和田中2丁目907番地
- 5 落札金額
35,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年7月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項および第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

令和5年10月10日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
アル・プラザ敦賀
福井県敦賀市白銀町11番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者の氏名

変更前：株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町31番地

変更後：株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人
にあっては代表者の氏名

変更前：株式会社平和堂 外17店舗

変更後：株式会社平和堂 外14店舗

(3) 駐車場の位置および収容台数

変更前：24, 496㎡ 852台

変更後：22, 277㎡ 727台

4 変更の年月日

(1) 設置者の住所等

令和元年5月30日

(2) 小売業を行う者の氏名等

令和5年9月1日

(3) 駐車場の位置等

令和5年9月22日

5 届出のあった日

令和5年9月21日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

(3) 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号

敦賀合同庁舎内福井県会計局会計課二州会計室

7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年10月10日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

株式会社そごう・西武 西武福井店

福井県福井市中央一丁目8番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

東京都豊島区南池袋一丁目18番21号

(2) 有限会社伊井興業

代表取締役 伊井 彌州雄

福井県福井市中央一丁目17番12号

(3) 株式会社順栄興産

代表取締役 広田 一雄

福井県福井市順化一丁目10番5号

3 変更した事項

・大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

(1) 株式会社そごう・西武

代表取締役 林 拓二

(2) 有限会社伊井興業

代表取締役 伊井 彌州雄

(3) 株式会社順栄興産

代表取締役 広田 一雄

(変更後)

(1) 株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 勁

(2) 有限会社伊井興業

代表取締役 伊井 彌州雄

(3) 株式会社順栄興産

代表取締役 広田 一雄

4 変更の年月日

令和5年9月1日

5 変更する理由

設置者の代表者が変更したため。

6 届出のあった日

令和5年9月22日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

福井市商工労働部商工振興課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和5年4月21日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月10日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

国土地理院

2 作業の種類

基本測量（航空重力測量）

3 作業の期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日まで

4 作業の地域

県内全域

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（政党の支部）

（1）以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年9月12日	自由民主党福井県鯖江市第四支部	田村 康夫	高橋 昭一郎	鯖江市桜町2-9-30

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年8月29日	憂心連合会	榎本 真	榎本 真	小浜市内2-4-2
令和5年9月13日	ふくい刷新プロジェクト	鈴木 綾葉	鈴木 宏治	福井市印田町1-65

福井県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年6月8日	建井会	森尾 義治	代表者	森尾 義治	坂川 進
令和5年7月11日	自由民主党大野支部	兼井 大	会計責任者	大川 淳一郎	成瀬 公夫
			主たる事務所 所の所在地	大野市神明町1107	大野市敏掛2-4-1
令和5年9月9日	自由民主党池田町支部	佐野 和彦	代表者	兼井 大	山岸 猛夫
			会計責任者	小椋 賢次	永田 正幸
			代表者	佐野 和彦	飯田 拓見

福井県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年7月31日	吉村美幸後援会	西出 孝雄
令和5年4月30日	水野まさゆうを育てる会	南野 清治
令和5年7月12日	三國真弓後援会	三國 雅洋
令和5年8月8日	平谷弘子後援会	平谷 弘子
令和5年8月8日	緑友会	前田 久二繁
令和5年8月15日	新しい風を創る会	清水 智信
令和5年8月15日	自由民主党福井県坂井市第四支部	斉藤 新緑
令和5年8月15日	山本拓後援会連合会	黒田 一朗
令和5年8月22日	いぬいあきとし後援会	乾 章俊

福井県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	政治団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
乾 章俊	いぬいあきとし後援会	令和5年8月22日

福井県選挙管理委員会告示第百六号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十月十日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第二（第五十条関係）

別表第二（第五十条関係）

一・二 (略)

一・二 (略)

三 老人ホーム

三 老人ホーム

改正後		改正前	
指定病院等名	指定病院等所在地	指定病院等名	指定病院等所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
サービスタク高年齢者向け住宅コンフォガーデン木村	(略)	サービスタク高年齢者向け住宅コンフォガーデン木村	(略)
特別養護老人ホーム水仙園	(略)	特別養護老人ホーム水仙園	越前市白崎町第三十四号二番地の一
(略)	(略)	(略)	(略)
四・五 (略)	(略)	四・五 (略)	(略)

附則

この告示は、令和五年十月十日から施行する。

福井県選挙管理委員会告示第107号

敦賀市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定に係る事項の異動の通知があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	施設の名称	異動事項	異動内容	
			新	旧
令和5年4月1日	旧常宮小学校	施設の名称	旧常宮小学校	常宮小学校
令和5年4月1日	旧西浦小中学校	施設の名称	旧西浦小中学校	西浦小中学校

福井県選挙管理委員会告示第108号

南越前町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設の指定を取り消した旨の通知があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	取消年月日
南条地区公民館	南越前町東大道32-5	令和5年8月1日

令和五年十月十日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県